

令和7年度

保育所等入所のご案内

令和7年度年齢別クラス（4月1日現在の時点でクラスが決まります。）

クラス	生年月日	クラス	生年月日
0歳児	2024（R6）年4月2日～	3歳児	2021（R3）年4月2日～2022年4月1日
1歳児	2023（R5）年4月2日～2024年4月1日	4歳児	2020（R2）年4月2日～2021年4月1日
2歳児	2022（R4）年4月2日～2023年4月1日	5歳児	2019（H31）年4月2日～2020年4月1日

申し込みできる児童

- おおむね生後6か月から小学校就学前の児童。
- 申し込み時点で保護者が焼津市在住である。（市外の方は現在お住まいの市町村でお申し込みください。P5参照）
- 保護者等が「保育を必要とする事由（P3参照）」に該当し、家庭で保育できない。

募集する人数について

保育所等が受け入れ可能な人数となります。希望する保育所等において、受け入れ可能な人数の上限に達している場合、申し込み受付は行いますが在園児の退所等により受け入れが可能になるまでの間、お待ちいただくこととなります。ただし、希望園が複数ある場合については、そのうちの受け入れが可能な園について入所選考いたします。

保育所等入所にかかる利用調整について

児童の家庭状況に基づき、保育の必要性が高いとみなされるお子さんから入所決定となります。利用調整基準については、P8を参照ください。利用調整の際、保護者の状況を確認させていただき、児童への保育の必要度を主体として選考しますが、保育所等の受入可能数を超えた申し込みがあった場合、同順位の場合等は祖父母や同居の親族等を含めた世帯での保育の必要度も考慮した上で判断させていただきます。

この案内には、保育が必要な給付認定、入所申請に関する手続き、必要書類について記載していますのでよく読んで申請してください。

焼津市役所 こども未来部 保育・幼稚園課
〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号 本庁舎2階
☎（054）626-2772



目 次	ページ
1 保育所等の入所申し込みができる方	3
2 給付認定について	3
3 令和7年4月1日入所の申し込みについて	4
4 令和7年5月以降入所の申し込み締め切り日について	4
5 申し込みの確認事項について	5
6 市外からの申し込み、市外施設への申し込みについて	5
7 申し込みに必要な書類について	6
8 申し込みの流れ	7
9 保育施設利用調整基準	8
10 保育所入所後の注意事項	9
11 利用者負担額(保育料)について	10・11
12 保育所利用保留通知書について	11
令和7年度 焼津市保育所徴収金(保育料)基準額表	12
13 その他	
焼津市保育所一覧表	13
小規模保育事業所A	14
事業所内保育事業所	14
焼津市内保育所等連絡先一覧	15
焼津市「保育所等位置図」	16
焼津市幼稚園一覧表	17
「延長保育」「一時預かり」について	18
「ファミリー・サポート・センター」について	18
「病児保育・病後児保育」について	19
「認可外保育施設」について	20



1 保育所等の入所申し込みができる方

保育所等の入所申し込みができるのは、保護者のいずれもが下表の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合となります。保育を必要とする証明については、児童の保護者（父及び母）の書類は必須となります。また、世帯分離にかかわらず同住所に住んでいる 65 歳未満の方の全員の書類の提出をお願いしています。

保育を必要とする事由	保護者等の状況	入所できる期間
家庭外労働	家庭外で月 64 時間以上の仕事をしている。	就労が継続している期間
家庭内労働	昼間家庭で児童と離れて家事以外の仕事を月 64 時間以上している。	就労が継続している期間
妊娠・出産	妊娠中であるか出産後間もない	出産予定日の前々月 1 日（多胎児を妊娠の場合は 4 か月前の 1 日）から出産予定日から起算して 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
疾病・障害	病気又は心身に障害がある。	疾病が回復するまで
介護・看護	同居又は長期入院等している親族を常時介護・看護している。	介護・看護の必要がなくなるまで
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧に当たっている。	復旧が終了するまで
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている	通常 2 か月※入所後 2 か月以内に就労証明書を提出してください。
就学	学校に在籍又は職業訓練学校において職業訓練を受けている	在学期間
虐待・DV	虐待や DV のおそれがある	必要と認められる期間

2 給付認定について

保育所等を利用するためには、お子さんの年齢、保育を必要とする事由に応じた「子どものための教育・保育給付認定」（以下給付認定という）を受けていただく必要があります。給付認定は、保護者の居住される市町村にて行います。他市町村への転出、他市町村からの転入の際は、その都度給付認定申請が必要となります。

●認定区分について

子どもの年齢	保育を必要とする（保育所等）		保育を必要としない（幼稚園）	
	認定区分	保育の必要量	認定区分	保育の必要量
3 歳未満	3 号認定	保育標準時間		
		保育短時間		
3 歳以上	2 号認定	保育標準時間	1 号認定	教育標準時間
		保育短時間		

- （1）保育所等を利用する場合には、保育を必要とする認定である「2 号認定」又は「3 号認定」が必要となります。ただし、支給認定証の交付が入所の決定ではありません。
- （2）市内の公立幼稚園を利用する場合には、「1 号認定」が必要となります。
- （3）保護者の就労実態等により、保育の必要量（保育時間）が決定されます。
- （4）私立幼稚園・認可外保育施設等については、幼児教育・保育無償化の対象となるために子育てのための利用給付認定を受けていただく必要があります。保育・幼稚園課または入所希望施設にお問い合わせください。

●保育の必要量（保育時間）について

保育の必要量については、「保育標準時間」と「保育短時間」の区分となります。区分に応じて保育所等を利用できる時間が異なります。基本的な通常保育時間は午前8時30分から午後4時30分となります。（園により多少異なります。）家族等で協力を得られる場合は、通常保育時間内での保育をお願いします。そうでない場合も、通勤時間＋就労時間の最低限内の保育となるようにお願いします。通常保育時間以外の保育を希望する場合、園で申込みが必要な場合があります。

区分	上限	就労形態	保育時間
保育標準時間	上限 11 時間/日	概ね1か月あたり120時間以上の就労	8時間以内であっても、通常保育時間の前後がこえる場合は標準時間となります。
保育短時間	上限 8 時間/日	概ね1か月あたり120時間未満の就労（求職活動中等）	通常保育時間以内の利用可能となります。

3 令和7年4月1日入所の申し込みについて

申し込みに必要な書類は、保育・幼稚園課または大井川市民サービスセンター等にて配布します。また、焼津市のホームページより書類のダウンロードが可能です。申し込み締め切りに間に合うように、必要書類をそろえて提出してください。ただし、先着順ではありません。

（1）一次選考入所申込み

受付期間	令和6年9月9日（月）～10月15日（火）まで（土日・祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分まで（窓口の混雑状況によっては、お待たせすることもあります。休日明けは混雑が予想されます。）
注意事項	10月下旬より、本庁舎または大井川保育園にて面接を実施します。面接日程は後日お知らせします。 - 上記受付期間後（二次選考）の申し込みはできますが、一次選考で定員枠に達する場合があります。
結果通知等の発送時期	令和7年1月中旬頃に通知予定

（2）二次選考入所申込み

一次選考後に受け入れ可能な人数に満たなかった場合や内定者の辞退で空きができた場合などに、二次選考を行います。

受付期間	令和6年10月16日（水）～令和7年1月31日（金）まで （土日・祝日を除く）
結果通知等の発送時期	令和7年2月下旬頃通知予定

（3）二次選考締め切り後の受付について

二次選考後に受け入れ可能な人数に満たなかった場合の園に申し込む場合のみ受付をします。それ以外は5月以降の申し込みとさせていただきます。

4 令和7年5月以降入所の申し込み締め切り日について

5月以降入所の申し込み締め切り日は以下のとおりです。書類の不足、不備等で締め切り日に間に合わない場合は選考の対象となりませんので、余裕をもってお申し込みください。就労証明書の証明日が申請日より3か月以前のものは受領できませんのでご了承ください。

入所月	締め切り日	入所月	締め切り日	入所月	締め切り日
令和7年5月	4月7日（月）	令和7年9月	8月5日（火）	令和8年1月	12月5日（金）
6月	5月7日（水）	10月	9月5日（金）	2月	1月5日（月）
7月	6月5日（木）	11月	10月6日（月）	3月	2月5日（木）
8月	7月7日（月）	12月	11月5日（水）		

5 申し込みの確認事項について

(1) 申し込みについて

- ・入所開始日は、毎月 1 日からとなります。(月途中入所はありません。)
- ・令和 7 年度の申し込みをされた場合は、令和 8 年 3 月入所分まで有効です。月ごと申し込む必要はありません。申し込み内容に変更が生じた場合は、その都度お知らせください。

(2) 就労予定や育児休業明けの申し込みについて

- ・入所した月の翌月 1 日 (1 日が休みの場合休み明け) までに就労を開始していただくことが条件となります。
- ・入所後、給与証明等の就労開始が確認できるものを提出していただきます。また、申し込み時に就労証明書に記載されているものと同じ就労先、就労形態でない場合や、就労開始(復帰)予定日に就労しない場合は退所していただきます。

(3) その他

- ・休園日は各園に確認してください。土曜日、お盆や年末年始は「希望保育」となりますので、保護者が全員就労等により保育できない場合のみのお預かりとなります。別途、園にて申し込みが必要となります。
- ・アレルギーや持病等で個別の対応が必要なお子さんについては、事前に各園にご相談ください。

6 市外からの申し込み、市外施設への申し込みについて

(1) 焼津市以外にお住まいで焼津市内の保育所等を希望される方

申込書提出先	お住まいの市町村の保育担当課	・提出方法については事前にお住まいの市町村保育担当課にご確認ください。
締切	4 月入所 令和 6 年 10 月 15 日 (火) 5 月以降 入所希望日の前月の 5 日 (休日の場合は休み明け)	・申し込み締め切りは、いずれも焼津市保育・幼稚園課必着です。 ・申し込み締め切りまでに書類が届くように、最低でも 1 週間くらい余裕をもって、お住まいの市町村保育担当課にお申し込みください。
必要書類	給付認定・保育所入所申込みに必要な書類一式	・お住まいの市町村の様式を使用してください。追加で書類の提出を求めることがあります。
注意	転入予定の方は入所の前月末日までに転入手続きを行い、焼津市の窓口にて再度認定の手続きをしてください。	

4 月 1 日入所希望で、藤枝市・島田市から 3 月末までに焼津市に転入予定の方は、直接申し込みができます。

(2) 焼津市にお住まいで焼津市以外の保育所等を希望される方

焼津市に在住で、市外の保育所等を希望される方は、事前にご自身で入所希望先の市町村等で必要な書類などを確認してください。

申込書提出先	焼津市保育・幼稚園課 大井川市民サービスセンター	・郵送可。詳細は「令和 7 年度保育所等入所申請チェック表」を参照してください。
締切	入所希望先の市町村にご確認ください。	・申し込み締め切りまでに書類を送付しなければならないため、最低でも 1 週間程度の余裕をもってご提出ください。(郵送の場合は 1 週間前に保育・幼稚園課に届くよう発送してください。)
必要書類	給付認定・保育所入所申込みに必要な書類一式 その他申し込み先市町村が求める書類	・焼津市の様式を使用してください。

7 申し込みに必要な書類について

次の書類を保育・幼稚園課または大井川市民サービスセンターに提出してください。

(1) すべての方に提出していただく書類

	必要書類	備考
①	令和7年度保育所等入所申請チェック表	1世帯につき1枚（チェックしてご提出ください。）
②	子どものための教育・保育給付認定申請書（兼保育利用申込書）	児童1名につき1枚
③	個人番号申告書兼代表保護者届出書	1世帯につき1枚
④	世帯状況等調査票	1世帯につき1枚
⑤	保育の利用を必要とする事由を証明する書類（就労証明書等）	児童の父母の書類は必須。世帯分離にかかわらず、65歳未満（申請締切日時点）の同居人等は全員分提出してください。（ただし、義務教育中の親族等については不要）
⑥	児童の状況調査票	児童1名につき1枚

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書（申請日から3か月以内の証明日のもの） ※個人事業主の方は就労証明書＋開業届の写しを提出してください。
妊娠・出産	母子手帳の写し（父母氏名及び出産予定日の記載のあるページ）
求職活動	申立書（就労確約書）に署名をしてください
疾病・障害／介護・看護	申立書 ＋ 診断書または障害者手帳等
災害復旧	罹災証明書
就学	申立書 ＋ 在学証明書・学生証の写し・カリキュラム等

就労証明書や申立書が不足した場合はコピーしてご使用ください。

(2) 該当する方のみ提出いただく書類

1	ひとり親世帯	戸籍謄本の原本又はコピー（離婚調停中の方は裁判所や弁護士の証明書）
2	保護者、申し込み児童、同居している右記の手帳のいずれかをお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名及び認定期限がわかるもの）
3	令和6年1月1日現在、日本国外にお住まいで国内に課税がない方	令和5年中の所得額・控除額がわかる書類（会社からの給与支払い証明書等）※外国語の場合、日本円での換算、翻訳をお願いします。
4	別居している申請児童の兄姉と生計を一同としている方	生計同一申告書（書類はダウンロードもしくは、保育・幼稚園課窓口にて配布しております。）
5	市外へ転出または市外から転入される方	転入確約書（書類はダウンロードもしくは、保育・幼稚園課窓口にて配布しております。）

申請書類配布・受付窓口

◎ 焼津市 こども未来部 保育・幼稚園課

開庁時間 8:30～17:15（平日のみ） ☎（054）626-2772
（利用に関するお問い合わせや申し込み受け付けを行なっています。）

◎ 大井川市民サービスセンター

開庁時間 8:30～17:15（平日のみ） ☎（054）662-0547
（申請書類の配布および受け付け事務のみ行っています。）

8 申し込みの流れ

○申し込み書類の入手

- ・保育・幼稚園課
- ・大井川市民サービスセンター（大井川庁舎）
- ・子育てサポートルーム（総合福祉会館 2 階）・とまとびあ・親子ふれあい広場（アトレ庁舎）
- ・認可保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所（令和6年8月26日～10月15日のみ）

4月入所希望

○申し込み
持ち物・申請書類（チェックリストにてチェックしてからお持ちください。）

- ・マイナンバーカード又は通知カード及び身分証明書（運転免許証等写真付き）

【申請書類の受付期間】
令和6年9月9日(月)～10月15日(火)
午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

【書類の提出先】※郵送可
保育・幼稚園課（本庁舎2階）
大井川市民サービスセンター

○面接（本庁舎・大井川保育園）
既に兄弟姉妹が入所している場合や求職活動・転園希望での申請者は面接対象外とします。

【面接期間】10月下旬～11月上旬までの間

【面接内容】
不足書類の提出確認、利用希望園の確認、児童及び世帯の状況確認など。（10分程度）

○選考結果の通知発送
利用調整の結果、郵送にて「給付認定決定通知書」（既に認定されている方を除く）又は「支給認定証」と結果通知を送付します。入所保留となった場合は「保育所利用保留通知書」を送付します。

【発送時期】1月中旬頃

承諾の場合
○お申し込み案内
（保育所から通知又は連絡があります。）

○就労開始証明書等の提出

入所

入所保留の場合
○二次選考
二次選考申請者及び一次選考保留者について行います。
（一次選考の結果、受入枠がない場合は選考を行いません。）
【申請締切】1月31日(金)
【結果通知】2月下旬頃
一次選考保留者に保留通知書は送付いたしません。

5月以降の選考へ

5月入所以降の利用希望

○申し込み
持ち物・申請書類（チェックリストにてチェックしてからお持ちください。）

- ・マイナンバーカード又は通知カード及び身分証明書（運転免許証等写真付き）

【提出期限】
利用希望月の前月5日（土日祝の場合は休み明け）

【書類の提出先】※郵送可
保育・幼稚園課（本庁舎2階）
大井川市民サービスセンター

【利用月について】
就労予定や育児休業からの復帰による利用の場合、利用したい月の翌月1日（1日が休みの場合休み明け）までに就労を開始していただくことが条件になります。

【例】6月1日育休復帰(就労開始)予定の場合・・・
➡5月1日利用希望からのお申し込みが可能。
6月10日育休復帰(就労開始)予定の場合・・・
➡6月1日利用希望からのお申し込みが可能。
※利用後の『慣らし保育期間（児童の年齢・状態により異なります）』を考慮して利用希望月を決めてください。

○選考結果連絡（20日までに）
「申請後初めての選考を行った方全員」及び「利用承諾者」に対し、選考結果を通知いたします。

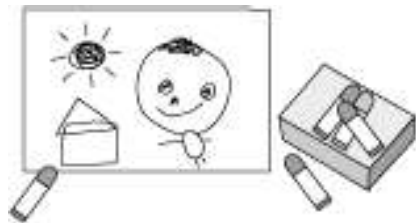
承諾の場合
保護者が内定した保育所へ電話連絡し、その後の手続等を確認してください。

入所保留の場合
「入所保留通知書」を送付します。
翌月以降、年度内の選考をします。

○就労開始証明書等の提出

入所

翌月以降の選考へ



9 保育施設利用調整基準【保育利用申込み締切日（4月入所は令和7年4月1日時点）を基準とする】

番号	保育にあたる保護者の状況			算定指数		
事由（類型）			細 目			
①	就 労	就 労 （月 64 時間以上就労することを常態とする場合）	居宅外労働 ・ 居宅内労働 ・ 自営（農業含む）	労働時間が1週あたり 37.5時間以上	10	
				労働時間が1週あたり 35時間以上37.5時間未満	9	
			内職	労働時間が1週あたり 30時間以上35時間未満	8	
				労働時間が1週あたり 25時間以上30時間未満	7	
				労働時間が1週あたり 20時間以上25時間未満	6	
				労働時間が1週あたり 15時間以上20時間未満	5	
			1日8時間以上、月収5万円以上の就労を常態としている場合（給料明細書(写)等の添付必要）	6		
	上記以外の内職	4				
②	求職活動		求職活動により家庭保育が困難な場合	4		
③	出産		出産予定日の前々月の1日（多胎児を妊娠の場合は4か月前の1日）から出産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで（申立または医師の診断書により市が必要と認めた場合期間延長可能）	10		
④	就学・職業訓練		日中、就学・職業訓練のため、外出を常態とする場合（内定含む）（卒業・終了予定日が属する月の月末まで入所可能）	8		
⑤	疾 病・ 負 傷・ 障 害	疾 病・負 傷	居 宅 療 養	1か月以上入院している場合（入院期間中の入所に限る。退院後の入所は医師等の診断により必要と診断された期間）	10	
				1か月以上常時臥床での療養（療養期間中の入所に限る）	10	
				精神性・感染性疾患（療養期間中の入所に限る）	9	
				一般療養（医師が1か月以上の安静・通院加療を要すると診断した場合）	8	
		障 害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	10		
			身体障害者手帳3級、療育手帳Bー1、精神障害者保健福祉手帳2級	8		
⑥	看 護・ 介 護	居 宅 内 介 護・看 護	身体障害者手帳4級以下、療育手帳Bー2・3、精神障害者保健福祉手帳3級	6		
			要介護3～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	9		
		居 宅 外 介 護・看 護	要介護1・2、身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級	7		
			上記以外	5		
⑦	災害復旧		入院付き添い（病院等の指示により1か月以上の付き添いが必要な場合。入院期間中の入所に限る）	9		
⑧	虐待・DV		上記以外（要介護又は要看護が必要であると認められる場合。算定指数は居宅内介護・看護を準用）	5～9		
⑨	その他		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている	10		
⑩	虐待・DV		児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	※		
⑪	その他		上記1～8に類すると認められる場合（算定指数は上記①～⑧の指数を準用）	2～10		
調整項目	父母の 就労状況	(1)	育児休業から復職する場合		2	
		(2)	父母の勤務形態が自営（農業含む）の場合（個人事業主（開業届の提出がない場合に限る。）を含む。1人に対し「-1点」減算）		-1×人数	
		(3)	父母の就労につき、「内定」の状態である場合（1人に対し「-1点」減算）		-1×人数	
		(4)	父母ともに就労実績が3年以上の場合（母子又は父子世帯は父母のいずれか）		1	
		(5)	父又は母の就労の証明・申告内容に対して、勤務実績又は収入実績に整合性がない場合		-2	
		(6)	保 育 士・ 幼 稚 園 教 諭	保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する父母が認可保育所、幼稚園、認定こども園等で保育業務に従事又は内定している場合	3	
				該当する父母の労働時間が1週あたり30時間以上の場合	2	
		世帯状況	(7)	生活保護世帯の場合		5
			(8)	父母が養育している子ども（4月1日現在18歳未満）が3人以上いる場合		1
			(9)	母 子・父 子 世 帯	母子又は父子世帯（離婚調停中（裁判所や弁護士等の公的な証明書の提出をした場合）を含む。）の場合（新規入所（年齢上限がある保育所等の卒園による転園を含む。）に限る）	3
	(10)		父 母 の 不 在 （単身赴任等）	父母のどちらか一人が単身赴任（住民票の異動若しくは賃貸契約書等で赴任先が確認できる場合）、3か月以上入院などにより不在の場合	1	
	死亡・離婚・行方不明・拘禁などにより父又は母が不存在の場合（戸籍謄本又は公的機関などが発行した証明等により不存在であることが明らかな場合）（父母ともに不存在の場合、20点加算）			10		
	(12)		障 害	上記⑤の事由「障害」以外の事由に該当する父母が、⑤に記載された障害（障害者手帳1級程度）に該当する場合	5	
	(13)		祖 父 母 及 び 同 居 の 親 族 等 の 状 況	同居している65歳未満の親族等が、上記①から⑨と同様の状況であることが明らかでない場合	-2×人数	
	同一世帯内に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業若しくは認可外保育施設における保育を受けていない又は保育の入所の申し込みをしていない小学校就学前の子どもがいる場合			-3		
	児童状況	(15)	申込児童が障害を有し、保育を必要とする場合		※	
		(16)	既に兄弟姉妹が入所希望保育所に入所している場合（新年度選考時は、卒園予定児童を除く）		2	
		(17)	同時に2人以上の申し込みをしている場合（多胎児が同時に入所申し込みをしている場合は2点）		1	
		(18)	下の子の出産（又は育児休業取得）のため一旦退園した児童が父母の就労等により再入所を希望する場合（令和7年3月31日までに入所後の就労期間が5か月を経過する前に産休に入り、妊娠・出産要件の期間で一旦退園した場合は3点加算）		2	
		(19)	年齢上限がある保育所等（小規模保育事業等）を卒園した場合（転園を除く）		3	
		(20)	一時預かり又は認可外保育施設等（企業主導型保育施設〔従業員枠〕を除く）を1か月間に10日以上かつ3か月以上継続的に利用している場合（継続的に保育が必要な状態である場合に限る。ただし、(19)に該当する場合は除く。）		2	
	滞 納	(21)	入所者負担（保育料）の滞納がある世帯で、納付に対して誠意ある対応が見られない等の場合		-10	
	広域入所	(22)	市外在住者（転入予定者を除く。ただし転入後の住所地が未定の場合は市外在住者とみなす）		-5	
	そ の 他	(23)	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合（要保護児童など）		※	

【備考】 1 「事由」は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5に規定する事由による。

2 入所指数にあたっては、①から⑨までに掲げる事由・項目のうち父母（両親がいなかった場合は保護者）それぞれが該当する指数を確定し、調整項目に該当がある場合は当該項目の指数を加算又は減算し、合計指数の高いものから入所の順位を決定し、保育施設に対し、入所の要請又は保育の委託をするものとする。

3 「※」については、当該子ども及び世帯の状況に応じて、保育・幼稚園課にて個別に判断する。

4 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中（就労先未定）の指数とする。

5 求職活動を理由とした入所の場合の求職期間及び入所中の離職等による求職期間は2か月以内とする。

6 求職活動で申請したが、入所でできず認可外に入所し職場復帰した場合、復帰後1年後の年度末の選考まで（1）育児休業復帰と（2）認可外入所、両方を加点する。

7 3歳未満時の申請において、3歳以上の時短勤務を取得できない場合は、所定の勤務時間前後1時間以内の時短勤務の場合はないものとしてみなす。

また、父母ともに片道通勤時間が1時間以上かかり、祖父母等の援助が見込めない場合は、時短勤務がないものとしてみなす。

10 保育所入所後の注意事項

(1) 給付認定の変更手続きについて

入所後においても認定内容に変更がある場合には、手続きが必要です。また認定には有効期間がありますので、継続入所（在園）を希望される場合は早めの手続きをお願いします。（お子さんが満3歳になると、認定区分が3号から2号へ変更となりますが、こちらについては手続きの必要はありません。）

○給付認定の「保育を必要とする事由」が変わったとき

例：求職活動⇒就労 就労⇒妊娠・出産 就労⇒疾病・障がい 妊娠・出産⇒育児休業

○住所変更したとき（焼津市から転出した場合は、有効期限内でも支給認定証は無効となります。）

○婚姻・離婚・祖父母の同居等、世帯員の増減があったとき

○就労先、勤務時間、雇用期間など就労状況が変わったとき

○育児休業取得後、復職したとき、または復職日が変更となったとき

○同居している家族が障害者手帳を取得または喪失したとき

○保育必要量を変更したいとき（短時間⇔標準時間）

(2) 退所について

次のような場合には退所しなければなりません。退所届の提出をお願いします。

○保護者および65歳未満の同居の親族等において「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合。

○保護者が就労せず、その状態が2か月以上続いた場合。また、保育・幼稚園課に連絡がないままその状態が判明した場合。

○保護者が出産を理由に退職した場合。（ただし、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までは妊娠・出産要件で入所することができます。就労等で引き続き、保育所の入所を希望される場合は、再度入所申し込みが必要となります。入所調整の結果、入所できないこともありますのでご了承ください。）

○下の子が1歳を過ぎても育児休業を取得する場合。（自己都合により育児休業を延長された場合は、下の子の1歳の誕生月の月末までを期限として退所となります。ただし、児童が5歳児クラスに在籍の場合や、入所保留を理由に育児休業を延長する場合は年度末まで在園できます。）

○特別の理由がなく1か月以上登園しなかった場合

(3) 現況届について

次年度も継続して保育所入所を希望される場合には、「現況届」をご提出いただき、入所基準を満たしているか確認を行います。次の場合、継続できないことがありますのでご了承ください。

○届け出なく就労していない期間が2か月以上あると判明した場合

○就労時間月64時間を満たさない期間がある場合

○就労証明書の内容に明らかな虚偽がある場合 等

(4) 慣らし保育について

入所後、入所児童が保育所に慣れるまでの間は、短い時間からの保育となります。

年齢や個人差はありますが、入所当初は数時間～半日位で、その後徐々に保育時間を延長していき、おおよそ2～3週間（1か月以上かかることもあります。）で1日保育への移行を完了します。

この期間は、保護者のお迎え時間が早くなります。送迎に支障のないようご協力をお願いいたします。詳細は各保育所で異なりますので、入所内定（または希望）保育所にお問い合わせください。

また、0～2歳児の場合は標準時間認定されていても、短時間保育のみのお預かりとなる場合もありますので、預かり時間については各園のオリエンテーションにてよく確認してください。

11 利用者負担額（保育料）について

（１）保育料決定方法（焼津市保育所徴収金（保育料）基準額表 P12 参照）

利用者負担額（以下、保育料）はお子さんの保育の必要量（標準時間・短時間）、世帯の市民税の所得割額等に応じた段階的な料金設定となっています。原則として、父母の市民税額を基礎としますが、祖父母がお子さんやその父母を税制上扶養親族にしている場合や、父母の合計収入が 103 万円に満たない場合に、祖父母等のいずれか市民税所得割額が高い方を合算して算定します。

●令和 7 年度の保育料

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
令和 6 年度市民税により算定					令和 7 年度市民税により算定						

- ・年齢が満 3 歳に到達したことにより、認定区分が 3 号から 2 号に切り替わっても、その年度中は 3 号認定の保育料を適用します。
- ・施設の種別（保育所・小規模保育事業所・事業所内保育事業所）を問わず同じ保育料となります。園によって、別途行事参加費などの実費を求められることがありますので各園にお問い合わせください。
- ・マイナンバー制度に基づく情報連携により、他の行政機関から直接課税情報の入手をしますが、正常な情報が得られない場合には、課税証明書の提出をお願いすることがあります。
- ・未申告につき課税がされない場合は、最高額で徴収されますので、必ず申告してください。
- ・海外赴任等により、日本での収入がない場合は、勤務先で給与の証明を受けてください。（外国語の場合、日本円での変換、翻訳もお願いします。）

（２）保育料の支払い方法について

- ・小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認定こども園は各園の支払い方法に応じてお支払いをお願いします。
- ・保育所保育料の支払いについては、原則「口座振替」の手続きをお願いします。入所承諾書と一緒に申込書を送付しますので、保護者名義の口座をご記入の上、金融機関にご提出ください。口座振替の開始日は、金融機関でお手続きをされた翌月からとなります。
- ・保育料の引き落とし日（納付期限）は毎月末日（月末が土日祝の場合は休み明けの平日）となります。

ご利用できる金融機関（手続きは、焼津市外の支店においても行えます）

■ 静岡銀行	■ しずおか焼津信用金庫	■ 静岡県労働金庫	■ スルガ銀行
■ 清水銀行	■ 大井川農業協同組合	■ 島田掛川信用金庫	■ 静岡中央銀行
■ 静清信用金庫	■ 東日本信用漁業協同組合連合会		■ ゆうちょ銀行

ゆうちょ銀行をご希望の方へ

焼津市所定の申込書はご使用できません。お手数ですが、ゆうちょ銀行指定の用紙にてお手続きください。

振込口座番号：00830-8-960705 振込先加入者名：焼津市会計管理者

やいづしかいけいかんりしゃ

(3) 幼児教育・保育の無償化について

- ・ 幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児クラスの全ての子どもと、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもの保育料が無料となります。
- ・ 教材費・行事参加費等は保護者の負担となります。
- ・ 0歳児から2歳児の子どもの給食費（主食費・副食費）については、保育料に含まれます。
- ・ 3歳児から5歳児の給食費については保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当の世帯の子どもと、第3子以降の子どもについては副食費（おかず・おやつ等）の支払いが免除されます。

(4) 副食費（おかず・おやつ等）の支払い方法について（3歳児から5歳児クラス）

- ・ 私立保育所及び認定こども園（公立保育所以外）は各園の支払い方法に応じてお支払いをお願いします。
- ・ 公立保育所は保育料と同様に原則「**口座振替**」の手続きをお願いします。（保育料とは別に手続きが必要です。）園から配布される申込書に保護者名義の口座をご記入の上、金融機関にご提出ください。口座振替の開始日は、金融機関でお手続きをされた翌月からとなります。
- ・ 引き落とし日（納付期限）は毎月末日（月末が土日祝の場合は休み明けの平日）となります。
- ・ ご利用できる金融機関は保育料と同じです。（P10 参照）

12 保育所利用保留通知書について

選考の結果、保育所等に入れない場合には、「保育所利用保留通知書」を発行します。

保育所等に入れない場合等には、育児休業・給付が最長2歳に達するまで延長可能とされています。その際、保育所等に入れない場合等の証明として、「保育所利用保留通知書」が必要となります。

保育所等への入所が内定したにもかかわらず、辞退した場合には保育所利用保留通知書に内定を辞退した旨を記載することとなりますのでご了承ください。

★育児休業給付金の申請手続きの変更について

令和7年4月から育児休業給付金の支給対象期間の延長手続きの際、保育所等の利用申し込みが速やかな職場復帰のためのものであることを確認するため、「保育所等の利用申込をしたときの書類の写し（保育所等利用申込書類すべてのページの写し）」が必要となります。

⇒保育所等に入れなかった場合、育児休業の延長を予定している方は、必ず市役所へ提出する前に記入した保育所等の利用申込書類（世帯状況等調査票含む）すべての写しをとって保管しておいてください。

令和7年度 焼津市保育所徴収金(保育料)基準額表 (2号・3号用概要版)(案)

入所児童の属する世帯の階層区分		月額保育料		月額保育料	
階層区分	定義	3歳未満児(3号認定)		3歳以上児(2号認定) ※	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯又は支給認定保護者が児童福祉法第6条の4項第1項に規定する里親である世帯	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
CK	C階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
C	市町村民税課税世帯(均等割のみ課税)	15,000	14,700		
D1K	D1階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	17,000	16,700		
D2K	D2階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D2	市町村民税所得割額 57,700円未満	20,000	19,600		
D3K	D3階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D3	市町村民税所得割額 69,000円未満	24,000	23,500		
D4K	D4階層のうち母子世帯等及び障害児等扶養世帯	7,000	7,000		
D4	市町村民税所得割額 77,101円未満	27,000	26,500		
D5	市町村民税所得割額 97,000円未満	30,000	29,400		
D6	市町村民税所得割額 133,000円未満	37,000	36,300		
D7	市町村民税所得割額 169,000円未満	44,000	43,200		
D8	市町村民税所得割額 235,000円未満	50,000	49,100		
D9	市町村民税所得割額 301,000円未満	57,000	56,000		
D10	市町村民税所得割額 397,000円未満	60,000	58,900		
D11	市町村民税所得割額 397,000円以上	72,000	70,700		

< 備 考 >

※ 保育料は、児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は3号認定の保育料が適用されます。
また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

○ 保育料は、全階層、保護者の所得や兄弟の年齢に関係なく、第1子が全額、第2子以降は0円(給食費、教材費等は無償化の対象外)となります。
・C～D4階層の母子世帯等についてはK階層を適用します。

○ 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金税額控除等の適用はありません。

焼津市保育所一覧表

保育所名	設置者	定員	保育 短時間	保育 標準時間	最大延 長保育 時間	土曜日	一時 預かり	病後 児保 育	病児 保 育	子育て 支援 センター	保育方針
小川保育園	焼津市	120	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	19:00	7:30 ～ 19:00	○	—	—	—	「自ら考え行動できる子～のびのびチャレンジ～」を目指し、安心できる園生活の中で自分を出し生き生きと遊び込めるような保育をしています。子どもが愛されていると感じ、自己肯定感を持つ子どもに育つよう保護者や地域の方とともにたくさんの愛情をもって接しています。
旭町保育園	焼津市	150	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	19:00	7:30 ～ 19:00	○	—	—	—	「笑顔いっぱい心も体も元気な子」を目指し子どもたちが安心して生き生きと遊び込める環境を整えて保育しています。子どもが愛されていると感じ、自己肯定感を持つ子どもに育つよう保護者や地域の方と共にたくさんの愛情をもって接しています。
石津保育園	焼津市	90	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	19:00	7:30 ～ 19:00	○	—	—	—	「明るく元気な子」を園目標とし、子どもたち一人一人が自分らしく生き生きと生活できるような保育を心がけています。また幼児クラスは異年齢で生活する中で人と関わる力の育成を目指しています。子どもが愛されていると感じ、自己肯定感を持つ子どもに育つよう、保護者や地域の方とともにたくさんの愛情をもって接しています。
大井川保育園	焼津市	300	8:30 ～ 16:30	7:30 ～ 18:30	19:00	7:30 ～ 19:00	○	○	○	—	「やる気いっぱい 友だちいっぱい」を園目標とし、仲間と共に自信を持って生き生きとあそびや生活ができるよう保育をしています。子どもが愛されていると感じ、自己肯定感を持つ子どもに育つよう、保護者や地域の方と共にたくさんの愛情を持って接しています。
焼津南保育園	社会福祉法人 焼津福祉 事業協会	120	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	8:00 ～ 17:00	○	○	—	○	「明るく元気な身体、心豊かな子に育てる」十分に養護の行き届いた家庭的な温かい雰囲気の中で、ひとり一人の子供の個性を大切にすると共に気持ちに共感しながら将来を生き抜くバランスのとれた心と体づくりをします。
さくら保育園	社会福祉法人 和田母子福祉会	120	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	7:30 ～ 17:30	○	—	—	○	子どもたちの心身の健やかな成長を願い、一人ひとりの思いを大切にしながら丁寧な保育を心がけています。そして、子どもたちが自信を持って活動できるよう豊かな感性や意欲を育てていきます。
なかよし 保育園	社会福祉法人 小川大富福祉会	100	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	7:00 ～ 17:00	—	—	—	○	「体験-発見-感動の繰り返しの中で考える力が育つ」の思いのもと、発達の節をおさえながら0歳児から就学までの6年間の流れの中での学びを拡げ、育ちあっていくことを大切にしています。こどもの育ちを真ん中にしながら、寄り添う大人も感動を共有し共に育ち合っていきましょう。
たかくさ 保育園	社会福祉法人 東益津福祉会	90	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	7:30 ～ 18:00	○	—	—	○	「安心と願いと笑顔をつなぐ」と言う保育理念のもと将来、納税者として社会で活躍できる力を育てるため応答的な関わりを通して子どもたちの自己肯定感を育む保育を展開しています。自然にも恵まれた保育環境です。
ふたば保育園	社会福祉法人 焼津福祉 事業協会	120	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	8:00 ～ 17:00	○	—	—	—	子どもが自らの力で遊び生活し生きる力となる土台を身に付け、健康で明るく感性豊かな心を育てます。”今日も楽しかった”と思える保育を日々展開します。
ゆりかご 保育所	社会福祉法人 嬰育会	170	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	7:30 ～ 18:00	○	—	—	—	乳幼児の健全な発達を促す為乳児体操を行い生活の安定を図っていると共に食育では旬の素材を産地から取り寄せ子ども達に関心をつなげています。その他、地域のお年寄りとの行事を充実させ心豊かな子どもを育てるように努めています。
第三ゆりかご 保育所	社会福祉法人 嬰育会	90	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	7:30 ～ 18:00	○	○	—	○	田畑地帯の自然に恵まれた保育環境の下、広い園庭で心豊かにたくましく育つよう保育をしています。0才から5才児の子ども達が関わりを大切にしながら様々な経験をし自分をのびのびと表現できる子を目指します。
明星保育園	社会福祉法人 明星福祉会	80	8:00 ～ 16:00	7:00 ～ 18:00	19:00	7:30 ～ 17:30 (0歳児土曜保育なし)	—	—	—	—	“今日に満足し明日を楽しみに生きるこども”を目標に、生活と遊びの中で身体を使うこと、自分で考えること、人と関わるのが大好きと感じられるような保育を心がけています。
なかよし大富 保育園	社会福祉法人 小川大富福祉会	90	8:30 ～ 16:30	7:00 ～ 18:00	19:00	7:00 ～ 17:00 (0歳児土曜保育なし)	—	—	—	—	「体験-発見-感動の繰り返しの中で考える力が育つ」の思いのもと、発達の節をおさえながら0歳児から就学までの6年間の流れの中での学びを拡げ、育ちあっていくことを大切にしています。こどもの育ちを真ん中にしながら、寄り添う大人も感動を共有し共に育ち合っていきましょう。

小規模保育事業所A

※3歳到達後その年度末まで利用できます。

事業所名	設置者	定員	保育 短時間	保育 標準時間	※土曜日	保育方針
常緑保育園	久野和代	19	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	—	人間形成の最も大切な乳児期を健康で意欲的な活動をし、互いに協力しあえる子どもを育てることを保育目標とします。また、広い園庭で四季折々の自然を感じながら創造性豊かな子供に成長できるよう、一人一人を認め、子どもの見方を大切に保育を進めます。
保育所きぼう東こがわ園	株式会社きぼう	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	専門講師による英語教室・スイミングスクールを取り入れ、様々な経験を通し健全な発達を目指しています。健やかで豊かな感性・創造力を共に育みながら子どもの心の育成に努めます。
焼津のんのん保育園	株式会社 のんのん英育舎	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	明るく温かい雰囲気の中で情緒の安定をはかり、心豊かな子になるよう努めます。子ども一人ひとりの主体性を尊重し、その子の個性や得意を伸ばす保育を目指します。
memorytree 焼津保育園	株式会社 nexus静岡	19	9：00 ～ 17：00	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的で温かい雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添い、気配り、心配り、目配りを大切にした保育をすることで、子どもの主体性と共に、豊かな感性・知性・社交性を育みます。
保育所グローアップ石津園	株式会社 グローアップ	19	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的で優しく温かい空間の中で、保育士が子どもの気持ちに寄り添い、子どもが安心して自己発揮出来るような保育をしています。生きていく上で大切な『自己肯定感』を育むことを第一に考えています。
あいキッズランド塩津北園	あいキッズランド 株式会社	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的保育の特徴を生かし、子供第一の保育を目指しています。自社農園で無農薬の野菜を育て、給食に提供し食育に力を入れています。英語教育を取り入れたり、個人差のある発達の様子を見守りながら愛し育て保育をしています。
保育所きぼう焼津こがわ園	株式会社きぼう	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	専門講師によるスイミングスクール英語教室等を取り入れ幅広い経験を通して豊かな心を育てる保育をしています。家庭的な雰囲気の中で子ども達を温かく受け入れ心の安定と自己肯定感を持てる子どもの基礎作りを目指します。
小土のんのん保育園	株式会社 のんのん英育舎	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	明るく温かい雰囲気の中で情緒の安定をはかり、心豊かな子になるよう努めます。子ども一人ひとりの主体性を尊重し、その子の個性や得意を伸ばす保育を目指します。
memorytree 西小川保育園	株式会社 nexus静岡	19	9：00 ～ 17：00	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的で温かい雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添い、気配り、心配り、目配りを大切にした保育をすることで、子どもの主体性と共に、豊かな感性・知性・社交性を育みます。
保育所ぶちはうす	株式会社まほらま	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	一人ひとりの発達と成長を大切にし、子どもも保護者も「笑顔・元気・安心」で過ごせる保育に取り組みます。また、子ども達にとって「もう一つのうち」となるような環境づくりに努め、心豊かな人間形成を目指します。
保育所グローアップ大富園	株式会社 グローアップ	19	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的な雰囲気の中で一人ひとりと丁寧に関わるよう、育児担当制を取り入れています。子どもの心身の健康な発達を助け、集団生活での楽しさを十分あじわえるよう保育に取り組んでいます。
memorytree 八幡保育園	株式会社 nexus静岡	19	9：00 ～ 17：00	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的で温かい雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添い、気配り、心配り、目配りを大切にした保育をすることで、子どもの主体性と共に、豊かな感性・知性・社交性を育みます。
memorytree 柳新屋保育園	株式会社 nexus静岡	19	9：00 ～ 17：00	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的で温かい雰囲気の中で、一人ひとりに寄り添い、気配り、心配り、目配りを大切にした保育をすることで、子どもの主体性と共に、豊かな感性・知性・社交性を育みます。
八幡のんのん保育園	株式会社 のんのん英育舎	19	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	明るく温かい雰囲気の中で情緒の安定をはかり、心豊かな子になるよう努めます。子ども一人ひとりの主体性を尊重し、その子の個性や得意を伸ばす保育を目指します。
あいキッズランド焼津西園	あいキッズランド 株式会社	15	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	家庭的保育の特徴を生かし、子供第一の保育を目指しています。自社農園で無農薬の野菜を育て、給食に提供し食育に力を入れています。英語教室を取り入れたり、個人差のある発達の様子を見守りながら愛し育て保育をしています。
COCORO保育園	株式会社COCORO	18	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	「こころやさしく こころゆたかに」をコンセプトに、子どもたちが安心して過ごせるよう私達は子どもたちに愛情を持って接し、豊かな感性、情緒の安定を築きます。食に関わる体験で、食べることを楽しみ、食育に関する取り組みを積極的に取り組んでいきます。
Little Walkers 焼津中央	Little walkers 株式会社	19	9：00 ～ 17：00	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	あたたかい雰囲気のもとで、焼津中央幼稚園と連携し、異年齢の子どもや先生方と色々な経験を通し、お子さま一人ひとりの豊かな心の育ち、生きる力を育む保育をします。お子さまや保護者の皆様が笑顔が生み出される場所でありたいと思っています。

事業所内保育事業

※3歳到達後その年度末まで利用できます。従業員以外の方もご利用できます。

事業所名	設置者	定員	保育 短時間	保育 標準時間	※土曜日	保育方針
もりのくまさん保育園	有限会社 長者の森	16	8：30 ～ 16：30	7：30 ～ 18：30	7：30 ～ 18：30	広い庭で毎日外遊びをすることで、子どもの世界が広が健康な身体を育みます。介護と保育の共生施設で日常的にお年寄りと関わります。だからこそ、子どもが自分自身と身近にいる人々を大好きになれる環境です。私たちが精一杯の愛情を注いで参ります。

焼津市内保育所等連絡先一覧

区分	保育所名	所在地	電話番号
公立保育所	小川保育園	東小川4-21-11	(054)628-4349
	旭町保育園	駅北3-17-10	(054)627-3232
	石津保育園	石津中町16-7	(054)624-5839
	大井川保育園	下江留41	(054)622-7420
私立保育所	焼津南保育園	焼津5-13-14	(054)629-0240
	さくら保育園	北新田378-1	(054)624-3073
	なかよし保育園	西小川6-15-6	(054)629-2525
	たかくさ保育園	坂本449-2	(054)629-5430
	ふたば保育園	小土79-1	(054)628-5720
	ゆりかご保育所	五ヶ堀之内759-1	(054)629-3637
	第三ゆりかご保育所	一色722	(054)623-1551
	明星保育園	一色448	(054)623-2727
	なかよし大富保育園	中新田1148-1	(054)623-2225
小規模保育	常緑保育園	三ヶ名1175	(054)629-4753
	保育所きぼう東こがわ園	東小川6-8-13	(054)626-8008
	焼津のんのん保育園	柳新屋956-3	(054)625-7978
	memorytree 焼津保育園	焼津4-11-7	(054)625-8989
	保育所グローアップ石津園	石津2-2-20	(054)639-5821
	あいキッズランド塩津北園	塩津260-1	(054)625-8395
	保育所きぼう焼津こがわ園	西小川2-7-9高橋プラザ1階	(054)626-8819
	小土のんのん保育園	小土300-5	(054)631-6889
	memorytree 西小川保育園	西小川5-2-1	(054)639-9211
	保育所ぷちはうす	西焼津14-14	(054)620-2345
	保育所グローアップ大富園	中新田1091-2	(054)631-6715
	memorytree 八楠保育園	八楠4-12-19	(054)631-6856
	memorytree 柳新屋保育園	柳新屋886-1	(054)631-6521
	八楠のんのん保育園	八楠4-17-14	(054)629-1700
	あいキッズランド焼津西園	塩津201-23	(054)668-9580
	COCORO保育園	北新田396-1	(054)637-9215
	Little Walkers 焼津中央	西小川2-10-23	(054)625-7575
保所事業 育内業	もりのくまさん保育園	三ヶ名558-4	(054)620-8070

焼津市「保育所等位置図」 令和7年度版



焼津市幼稚園一覧表

法人名	幼稚園名	所在地	電話番号	定員	保育時間	預かり保育	満3歳児受入	バス送迎
焼津市	大富幼稚園	中根新田638	054-624-3668	70	9:00~14:30 (水曜日は14:00まで)		3歳児 ×	×
	さつき幼稚園	大覚寺3-5-1	054-627-3902	70			3歳児 ×	×
	静浜幼稚園	宗高88	054-622-0101	110			×	×
	静浜幼稚園 下藤分園	下小杉1361	054-622-2147	60			×	×
	大井川西幼稚園	下江留2300-1	054-622-4187	110			×	×
	大井川南幼稚園	吉永334-2	054-622-5147	110			×	×
相愛学園	焼津幼稚園	焼津5-4-2	054-628-2851	310	8:30~14:30	保育終了時~18:00	○	×
常盤学園	新屋幼稚園	本町1-1-10	054-628-3895	180	8:30~14:30	8:00~8:30 保育終了時~18:00	○	○
常盤学園	西町幼稚園	大村1-12	054-629-3277	285	8:30~14:30	7:30~8:30 保育終了時~18:00	○	○
實城学園	小川幼稚園	東小川6-21-4	054-629-2188	250	8:30~14:30	7:30~8:10 14:45~18:00	○	○
千代学園	みなと幼稚園	中港1-7-23	054-628-2736	170	8:00~14:30	保育終了時~18:00	○	○
相愛学園	焼津豊田幼稚園	小土1059-1	054-628-4004	310	8:30~14:30	保育終了時~18:00	○	○
千代学園	みやじま幼稚園	三ヶ名807-1	054-628-9084	280	8:00~14:30	保育終了時~18:00	○	○
齋藤学園	焼津中央幼稚園	西小川1-2-14	054-628-9612	240	8:00~14:30 (水曜日は13:00まで)	7:30~8:00 16:00~18:00	○	○
まどか学園	まどか幼稚園	田尻北1223-2	054-624-6415	310	8:30~15:00 (水曜日は13:00まで)	7:30~8:30 15:00~18:00	○	○
頌徳学園	三和幼稚園	三和614-2	054-624-0046	180	8:30~14:40	7:30~8:30 保育終了時~18:00	○	○
まどか学園	すみれ台幼稚園	すみれ台1-25-1	054-623-1545	85	8:30~15:00 (水曜日は13:00まで)	まどか幼稚園にて預かり可	×	○

幼稚園の申込みについては各園にお問い合わせください。



延長保育について

「保育標準時間(最大 11 時間)」の認定を受けた方が次の時間帯に保育所を利用する場合には、延長保育の扱いとなります。

■ 公立保育所 18時30分から19時まで ■ 私立保育所 18時から19時まで

※保育所をご利用できる時間は、上記の延長保育の時間を含め、最大で 11 時間です。11 時間を超えて、保育所を利用することはできません。現在、保育所では延長保育利用料はいただいておりますが、今後は他市町と同様に保護者負担をお願いする可能性があります。

※「保育短時間(最大8時間)」の認定を受けた方は原則として延長保育の利用はできません。ただし、小規模保育事業所、事業所内保育事業所ではご利用いただけます。(別途延長保育利用料がかかります。ご利用方法や利用料の金額等詳細については各園にお問い合わせください。)



一時預かりについて

保護者の短期間の就労や、病気、出産、冠婚葬祭、育児疲れなどの事由により一時的に家庭で保育ができなくなった場合に、保育所で児童をお預かりして必要な保育を行う「一時預かり」を実施しています。

■ 申請方法

○ ご利用を希望される保育所に直接お申し込みください。

※事前登録・予約等が必要となりますので、お早目に電話等で希望される園にご相談ください。

■ 利用料

○ 4時間未満の利用の場合 1,000円

○ 4時間以上の利用の場合 2,000円

※そのほか、おやつ及び昼食代 おおよそ200円から300円(保育所により異なります。)

※利用料は、当日、利用する保育所へ直接お支払いください。

■ 利用日および利用時間

○ 月～金曜日 8時30分 から 16時30分

※上記の曜日及び時間であっても、休園日、保育所の行事、ご利用の状況等によりお預かりできない場合もあります。

※実施している保育所については、「保育所一覧表」(P13)をご覧ください。

※利用にあたっての問合せまたはご相談などは、各保育所又は保育・幼稚園課へお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センターについて

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、地域の中でお互いに助け合う会員組織です。利用にあたっては、事前に会員の登録が必要になります。

(利用にあたっての料金や手続等のお問い合わせは、ファミリー・サポート・センターへお願いします。)

ファミリー・サポート・センターの援助内容

- 保育施設までの送迎や、保育施設の保育開始時間前や保育終了後の子どもの預かり
- 学校の放課後、放課後児童クラブ等終了後の子どもの預かり
- 子どもの習い事等の場合の援助
- 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事、買い物等外出の際の子どもの預かり
- ※ その他、援助内容はさまざまです。



会員になるには？

0歳から小学校6年生までの子どもを育てている方ならどなたでも会員になれます。

会員登録に必要なもの

- ①会員になる保護者の顔写真(3 cm×2.4 cm)
 - ②家族のスナップ写真
 - ③子どものかかりつけ医の電話番号などをメモしてきてください。
- ※登録には、会員になるご本人が、子どもと一緒にお願いします。

お問い合わせ・会員登録申請先

焼津市

ファミリー・サポート・センター

(焼津市総合福祉会館子育てサポートルーム内)
〒425-0088 焼津市大覚寺3丁目2-2

☎ 054-620-3339

病児保育・病後児保育について

市内に住む小学校3年生までのお子さんで、ケガや病気の回復期等にあつて、保護者が就労等の理由で保育が必要になった場合に、お子さんをお預かりする「病児保育」及び「病後児保育」を実施しています。

■ 対象となるお子さん

- ・次に掲げる傷病の回復期に至らないが、入院治療を必要としないお子さん（病児）
- ・次に掲げる傷病の回復期にあり、集団保育が困難なお子さん（病後児）

① 感冒、消化不良症（多症候性下痢）

② 麻疹、水疱、風疹等の伝染性疾患

（医師の病児・病後児利用証明のほか、登園証明書が必要となります）

③ ぜん息等の慢性疾患

④ 骨折等の外傷性疾患

⑤ その他①から④までに類する傷病

※特定の感染症を発症している場合は利用できません

※いずれも、医師により病児保育または病後児保育の利用が可能であると判断された場合



■ 病児保育・病後児保育の実施施設及び連絡先

実施施設の名称	所在地	申し込み・問い合わせ先	病児保育	病後児保育
焼津南保育園	焼津市焼津 5-13-14	054-629-0240		○
第三ゆりかご保育所	焼津市一色 722	054-623-1551		○
大井川保育園	焼津市下江留 41	054-622-7420	○	○

※ 1施設につき、1日の利用制限は各2名までとなります。

※ 利用を希望する場合は、まずは利用状況について希望する保育所にご確認ください。

■ 利用料

1回 1,000円（そのほか、おやつ及び給食代）

■ 利用日および利用時間

月～金曜日（実施施設の開所日）

8時30分から17時30分まで

※ただし、実施時間については、施設の職員の配置等の事情により変更する場合があります。

■ 利用にあたっての注意事項

- ・事前に登録をしてください。ただし、緊急の場合は利用と同時に登録申請することもできます。（「焼津市病児・病後児保育利用児童登録申請書」を記入し、保育・幼稚園課へ提出してください。）
- ・利用の際は、事前に利用を希望する施設へ電話で利用の申込みをしてください。
- ・利用の申込みをした後、医師の診察を受けていただき、病児保育または病後児保育が可能である旨を「焼津市病児・病後児保育利用連絡票」に記入してもらいます。（病院により、「文書料」の金額は異なります）
- ・キャンセルの場合は、事前に利用申込みした施設へ早急にご連絡ください。

■ 「焼津市病児・病後児保育のしおり」の配布について

病児保育・病後児保育の実施施設及び保育・幼稚園課にて配布しています。（焼津市ホームページにも掲載しています。）

認可外保育施設について

児童福祉法に基づき都道府県又は政令指定市又は中核市が設置を認可した施設（認可保育所）以外の保育施設を、総称して認可外保育施設と呼びます。認可保育所と同じく通常の保育を行う施設、一時預かりを主とする施設、企業や病院などの従業員のみを対象とした保育施設など、認可外保育施設にはさまざまな形態があります。

■焼津市の認可外保育施設

施設名	所在地	連絡先
ちびっこランド西焼津園	柳新屋 646-1 A one yokoyama 2F	054-626-0132
GRECHE TIA SUZI (外国籍児童を主に受け入れています)	飯淵 2080	054-668-9123 090-4156-3990
常緑保育園 (3歳児以上)	三ヶ名 1175	054-629-4753

※利用時間や料金、実施する保育の内容などは、直接各施設にお問い合わせください。

※上記のうち、認可外保育施設指導監査基準におおむね適合している施設については、月額保育料補助制度があります。(詳細は保育・幼稚園課までお問い合わせください。)

■焼津市内の企業主導型保育事業所

企業主導型保育事業とは、企業が内閣府の助成を受け、多様な就労形態に応じた柔軟な保育サービスを提供するものです。

従業員のお子さん(従業員枠)のほか、そのほかのお子さん(地域枠)を預かることができる事業所があります。(施設ごと定員が異なります。)

施設名	設置者	所在地	連絡先
J A おおいがわ茶果菜保育園とよだ	大井川農業協同組合	小土 1070-2	054-626-1010
にしやいづ保育所(従業員枠のみ)	株式会社 田子重	小柳津 624	054-625-8270
岡本石井病院院内保育所 Nature Kids	医療法人社団 正心会	西小川 5-17-17	054-629-3575
プティ焼津園	株式会社 ペッツ	東道原 9-15	054-686-2388
保育園たあそびさん	株式会社 権兵衛	下江留 1398-1	054-664-3101
ガジュマル保育園	有限会社 池ちゃん家・ドリームケア	小柳津 638-4	054-625-9810
保育園ミモザ	株式会社 権兵衛	西小川 7-2-1	054-625-8230

※利用時間や料金、実施する保育の内容などは、直接各事業所にお問い合わせください。

※保護者の就労証明書や支給認定証等を事業所に提出する必要があります。

※地域枠については、月額保育料補助制度があります。(詳細は保育・幼稚園課までお問い合わせください。)

